

## 報酬等の支給の基準

社会福祉法人 寒河江あおぞら保育園

### 第1条（目的）

この規程は、社会福祉法人 寒河江あおぞら保育園（以下「法人」という。）の評議員、理事及び監事、評議員選任解任委員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

### 第2条（報酬）

役員等の報酬は、勤務実態に即して支給する。

- 2 理事及び監事の報酬は、各年度の総額が 200,000 円を超えない範囲で支給することができる。
- 3 報酬は、役員等が法人の評議員会、理事会又はその他の会議・研修に出席するときのほか、理事長による専決や監事による監査の実施など役員等が法人の業務（以下「法人業務」という。）に従事したときに限り支給する。
- 4 前項の報酬の日額は、次のとおりとする。
  - (1) 評議員 5,000 円
  - (2) 理事 5,000 円
  - (3) 監事 5,000 円
  - (4) 評議員選任・解任委員 5,000 円

### 第3条（費用弁償）

法人が定款で定めた評議員会、理事会、監事による監査等を実施した場合の旅費は、旅費規程第5条に基づき、旅費を支給する。

- 2 役員等が職務のため出張したときは、旅費規程第5条及び第6条に基づき、旅費を支給する。

### 第4条（適用除外）

法人の職員を兼務する役員等は、この規程を適用しない。

### 第5条（規程の改正）

この規程を改正しようとするときは、評議員会の決議を得なければならない。

（付則）

この基準は、平成29年4月1日に制定する。